

札幌法務局統括監査専門官 標準文書保存期間基準

令和8年1月5日改正

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	(規則別表1の関連事項)
				大分類	中分類	名称(小分類)				
1 訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	①業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・訓令・通達(統括監査専門官に関するもの)	監査	訓令・通達	令和〇〇年度統括監査専門官に関する訓令・通達その他の例規	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄	R2.4.1~年度に変更	別表1の事項4を参照
			・例規集(管理・運営に関する訓令・通達)	監査	例規	例規集(管理・運営)	常用	廃棄		別表1の事項2を参照
			・例規集(実務編)	監査	例規	例規集(実務編)	常用	廃棄		
		② ①以外のもので継続的に保存する必要のない行政文書	・訓令・通達・例規(統括監査専門官所管以外のもの)	監査	訓令・通達	令和〇〇年度所掌以外の訓令・通達	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄	R2.4.1~年度に変更	別表1の事項14を参照
2 監査に関する事項	監査に関する重要な経緯	①監査の企画・立案等に関する文書	・監査の実施に関する文書	監査	事務監査	令和〇〇年度事務監査企画立案案(基本計画)	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	R8.1.5名称変更	別表1事項25を参照
			・監査の実施に関する文書	監査	事務監査	令和〇〇年度事務監査企画立案案(普通監査等実施計画)	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	H27.2.3新設R8.1.5名称変更	
			・監査の実施に関する文書	監査	事務監査	令和〇〇年度事務監査企画立案案(特別監査実施計画)	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	R8.1.5名称変更	
		②監査の実施・結果に関する文書	・会計事務監査結果報告書・供託事務監査結果報告書・遺言書保管事務監査結果報告書・登記事務監査結果報告書・相続土地国庫帰属事務監査結果報告書	監査	事務監査	令和〇〇年度共同監査実施結果	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	R8.1.5名称変更	
			・収入印紙に係る事務監査結果報告書・情報管理に係る事務監査結果報告書・登記情報システム等情報セキュリティ及び運用管理監査調査	監査	事務監査	令和〇〇年度監査実施結果(共同監査を除く監査室実施分)	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	H27.4.1~追加R8.1.5名称変更	
			・特別監査結果報告書	監査	事務監査	令和〇〇年度特別監査実施結果	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		
			・地方局監査結果報告書・供託事務監査結果報告書・遺言書保管事務監査結果報告書・登記事務監査結果報告書・情報管理に係る事務監査結果報告書	監査	事務監査	令和〇〇年度監査実施結果(監査室以外及び地方局実施分)	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	R8.1.5追加	
		・監査のフォローアップに関する文書	監査	事務監査	令和〇〇年度監査のフォローアップに関する文書	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄			
3 登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)の民間委託に関する事項	登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)の民間委託に関する事項	登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)の民間委託に関する文書	・乙号事務の包括的民間委託に関する実施状況に関する文書	監査	包括的民間委託	令和〇〇年度実施状況管理簿	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	R2.4.1~年度に変更	
			・乙号事務の包括的民間委託に関する実施状況に関する文書	監査	包括的民間委託	令和〇〇年度発行請求機関関係書類	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	R2.4.1~年度に変更	
			・乙号事務の包括的民間委託に関する実施状況に関する文書	監査	包括的民間委託	令和〇〇年度改善指示関係書類	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	R2.4.1~年度に変更	
			・乙号事務の包括的民間委託に関する実施状況に関する文書・業務報告書(日報)・事業報告書(月報)	監査	包括的民間委託	令和〇〇年度業務・事業報告書	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	R2.4.1~年度に変更、名称変更R5.3.1名称変更	

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	(規則別表1の関連事項)
				大分類	中分類	名称(小分類)				
			・乙号事務の包括的民間委託に関する利用者アンケートに関する文書	監査	包括的民間委託	令和〇〇年度利用者アンケート	作成日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	R2.4.1～年度に変更	
			・乙号事務の包括的民間委託に関する乙号事務過誤事案及び苦情に関する文書	監査	包括的民間委託	令和〇〇年度乙号事務過誤事案及び苦情	作成日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	平成27年1月を年度に変更	
			・乙号事務の包括的民間委託に関する手引書に関する文書	監査	包括的民間委託	令和〇〇年度手引書	作成日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	R2.4.1～年度に変更	
			・乙号事務の包括的民間委託に関する入札に係る実施計画・実施要項に関する文書	監査	包括的民間委託	令和〇〇年度実施計画・実施要項関係書類	完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄	R2.4.1～年度に変更 R8.1.5保存期間変更	
			・乙号事務包括的民間委託入札に係る入札説明会・現地説明会に関する文書	監査	包括的民間委託	令和〇〇年度入札説明会・現地説明会関係書類	完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄	実施年度のみ R2.4.1～年度に変更 R8.1.5保存期間変更	
			・乙号事務の包括的民間委託に関する入札に係るプレゼンテーションに関する文書	監査	包括的民間委託	令和〇〇年度プレゼンテーション関係書類	完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄	実施年度のみ R2.4.1～年度に変更 R8.1.5保存期間変更	
			・乙号事務の包括的民間委託に関する研修に関する文書	監査	包括的民間委託	令和〇〇年度乙号事務包括的民間委託事前・継続研修	作成日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	R2.4.1～年度に変更 事後研修を継続研修とした	
			・乙号事務の包括的民間委託に関する打合せに関する文書	監査	包括的民間委託	令和〇〇年度委託元責任者との打合せ・受託事業者との打合せ関係書類	作成日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	R2.4.1～年度に変更	
			・乙号事務受託事業者に対する周知依頼文書	監査	包括的民間委託	令和〇〇年度周知に関する書類	作成日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	R2.4.1～年度に変更 R8.1.5名称変更、行政文書の具体例変更	
			・乙号事務業務従事者の異動報告書 ・乙号事務業務従事者の事務支援報告書	監査	包括的民間委託	令和〇〇年度受託事業者からの報告等関係書類	作成日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	R2.4.1～年度に変更 R8.1.5名称変更、行政文書の具体例変更	
			・法務局と乙号事務受託事業者間における照会・回答に係る文書	監査	包括的民間委託	令和〇〇年度乙号事務に関する照会・回答文書	作成日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	R2.4.1～年度に変更 R8.1.5名称変更、行政文書の具体例変更	
			・乙号事務監査の実施に関する文書 ・乙号事務監査結果報告書	監査	包括的民間委託	令和〇〇年度乙号事務監査実施計画・結果等	作成日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	R2.4.1～年度に変更 R8.1.5名称変更、行政文書の具体例変更	
4	行政評価に関する事項	行政評価に関すること	・行政評価に関する文書	監査	行政評価	令和〇〇年度行政評価に関する書類	作成日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	R2.4.1～年度に変更	
5	公共調達に関する事項	公共調達に関すること	・公共調達に関する文書	監査	公共調達	令和〇〇年度公共調達に関する書類	作成日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	R2.4.1～年度に変更	

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	(規則別表1の関連事項)
				大分類	中分類	名称(小分類)				
6 会議に関する事項	会議・会同等に関する重要な経緯	会議・会同等の準備・開催通知・決定内容に関する記録がされた文書	<ul style="list-style-type: none"> ・会議・会同等の開催等に関する決裁文書 ・配布資料 ・各種会同等の結果等に関する文書 	監査	会議・会同	令和〇〇年度会議・会同(本省)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		
				監査	会議・会同	令和〇〇年度会議・会同(札幌法務局)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		
				監査	会議・会同	令和〇〇年度会議・会同(札幌法務局ブロック管内)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		
7 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	<p>①行政文書ファイル等の管理に関する文書</p> <p>②行政文書ファイル等の管理に関する文書(ただし、①に当たるものを除く)</p> <p>③取得した文書の管理を行うための帳簿</p> <p>④決裁文書の管理を行うための帳簿</p> <p>⑤訓令・通達・例規以外の送付文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・標準文書保存期間基準 	監査	標準文書保存期間基準(現行)	統括監査専門官 標準文書保存期間基準	常用	廃棄		(別表1事項22を参照)
				監査	標準文書保存期間基準	令和〇〇年度保存期間基準の制定・改正	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄	R2.4.1～年度に変更	
			<ul style="list-style-type: none"> ・行政文書のファイルの管理に関する決裁文書 ・移管に関する決裁文書 ・廃棄に関する決裁文書 	監査	行政文書の管理	令和〇〇年度帳簿の保存・廃棄	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	R2.4.1～年度に変更	
				監査	管理するための帳簿	令和〇〇年受付簿	作成の日の属する年の翌年の初日から起算して5年	廃棄		
			<ul style="list-style-type: none"> ・秘密文書管理簿 ・府外送付簿 	監査	管理するための帳簿	令和〇〇年度秘密文書管理簿	最終の指定解除の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	H30.7.13 追加	
				監査	管理するための帳簿	令和〇〇年度府外送付簿	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年	廃棄	R2.4.1～年度に変更	
			<ul style="list-style-type: none"> ・決裁簿 	監査	管理するための帳簿	令和〇〇年決裁簿	作成の日の属する年の翌年の初日から起算して30年	廃棄		
				監査	連絡文書	令和〇〇年度通知・連絡書類(本省等)	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	R2.4.1～年度に変更	
			<ul style="list-style-type: none"> ・他局、局内各課等からの連絡に関する文書 	監査	連絡文書	令和〇〇年度通知・連絡書類(〇〇課等)	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	R2.4.1～年度に変更	
				監査	情報セキュリティ	令和〇〇年度情報等出許可申請・届出	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	R2.4.1～年度に変更	
8 情報セキュリティ対策の運用に関する事項	情報セキュリティ体制の整備に関する重要な経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請、届出等 ・障害発生報告書等 	監査	情報セキュリティ	令和〇〇年度情報等出許可申請・届出	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	R2.4.1～年度に変更		
			監査	情報セキュリティ	利用許可媒体等管理簿	常用	廃棄			
			監査	情報セキュリティ	令和〇〇年度基盤システムによる申請書類	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			
			監査	情報セキュリティ	令和〇〇年度防災業務計画及び防災訓練に関する文書	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	R2.4.1～年度に変更		
9 防災及び警備に関する事項	(1)防災に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ①防災業務計画及び防災訓練に関する文書 ②例規 ③危機管理体制に関する文書 	監査	防災	令和〇〇年度防災業務	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	R2.4.1～年度に変更		
			監査	防災	防災・国民保護実施要領	常用	廃棄			
			監査	防災	危機管理マニュアル	常用	廃棄			

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	(規則別表1の関連事項)
				大分類	中分類	名称(小分類)				

(注)

法律又はこれに基づく命令の規定により行政文書の保存期間が定められているものについては、参考事項欄に当該法令の名称を記載する。

※参考事項欄に記載する根拠法令の略語について

「人事」…人事院規則

「内閣」…人事記録の記載事項等に関する内閣府令

「統計」…人事統計報告に関する政令(昭和41年政令第12号)